

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月26日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第1号

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例（平成12年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

第5条中「及び第48条第3項」を「、第48条第3項及び第120条の6第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の名称	手数料の金額
1 次に掲げる事務 (1) 法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は法第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付 (2) 法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円
2 法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円
3 法第120条の3第2項の規定に	戸籍電子証明	戸籍電子証明

<p>基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</p>	<p>書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>書提供用識別符号1件につき 400円</p>
<p>4 次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付</p> <p>(2) 法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>5 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除かれた戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>6 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
<p>7 次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書の交付</p> <p>(2) 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）又は第126条の規定に基</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他市長の受理した書類の記載事項の証明書又は届書等情報の内</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍</p>

<p>づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>(3) 法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>容の証明書の 交付手数料</p>	<p>法施行規則 (昭和22年 司法省令第9 4号) 附録第 21号書式を 用いる場合に あつては、1 通につき1, 400円)</p>
<p>8 次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p> <p>(2) 法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>

備考

- 1 3の項に掲げる事務には、次の各号に掲げる事務を除く。
  - (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方法に限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行
  - (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事

項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行

2 6の項に掲げる事務には、次の各号に掲げる事務を除く。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行

(2) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。